

民報コース利用約款

【約款の適用】

第1条 当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問わず）は、当ゴルフ場会則による外、本約款に従ってご利用いただきます。

【入会資格】

第2条 当ゴルフ場会員の資格を取得するには、当ゴルフ場所定の方式により申し込みをし、当ゴルフ場理事会の承認を得て、当ゴルフ場所定の入会金及び保証金を納付するものとする。

入会希望者（譲受人、名義変更、相続人等を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または、その関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）に

属していると認められる時には、入会審査を受け付けませんとします。

【会員資格の停止・除名】

第3条 当ゴルフ場会員の資格は、次の場合喪失します。

- 1.退会
- 2.死亡後の手続きによる
- 3.会員が暴力団等反社会勢力に属していると認められるとき。
- 4.会員が暴力団等反社会勢力を同伴または、紹介により入場させたとき。
- 5.法人で、その役員の中に暴力団等反社会勢力に属するものがあるとき。

【利用の申し込み】

第4条 プレーの申し込みは、別に定める「プレー予約方法」に従っていただきます。

なお、予約者が所定の定員に満たない場合は当日においてもプレーの申し込みをすることができます。

【利用契約の成立】

第5条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、本約款を承認のうえ、受付名簿に署名してください。それにより、当ゴルフ場は署名者に施設の利用を認めることとします。

【利用の拒絶】

第6条 当ゴルフ場は、次の場合に利用をお断りします。

- 1.満員でスタート時間に余裕がない時。

- 2.天災その他、やむを得ない事情によりコースをクローズするとき。
- 3.利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
- 4.暴力団等反社会勢力に属していると認められるとき。
- 5.暴力団等反社会勢力を同伴または、紹介により入場させたとき。
- 6.粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。

【金銭その他貴重品】

第 7 条 金銭その他貴重品については、ロビーの貴重品ロッカーにお預けください。フロントにお預けの場合は、当ゴルフ場所定の封筒にて記名・封印のうえお預けいただく限り、責任を負いません。
お預かり品は、預かり証持参人に預かり証と引き換えにお返しします。

【休業日・開場時間】

第 8 条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

【携帯品・自動車】

第 9 条 携帯品や駐車場の自動車、盗難、事故に対し、責任を負いかねます。

【ロッカーの鍵】

第 10 条 ロッカーノ鍵は各自の責任において管理してください。ロッカー内の収容品については責任を負いません。

【プレーヤーの危険防止責任とマナーの厳守】

第 11 条 ゴルフは時により危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己責任でのプレーをしていただきます。

【ティグランドにおける素振り】

第 12 条 素振りは、ティマーク内の打席または、指定された場所以外では行わないでください。プレーヤーはみだりにティグランドに立ち入らないでください。

【飛距離の確認】

第 13 条 先行組に対しては、後続組の打席はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないでください。

【打者の前に出ないこと】

第 14 条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

【フォアキャディの合図】

第 15 条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第 2 打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図であり、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球しないでください。

【隣接ホールへの打ち込み】

第 16 条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険です。プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

【ショートホール及び待避】

第 17 条 ショートホールでは、先行組のプレーヤーがホールアウトして安全な場所に立ち去るまで後続組は打球しないでください。待避所を設けてあるホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず待避所内に待避してください。

【ホールアウト後の退去】

第 18 条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

【雷鳴があった場合】

第 19 条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、待避所等安全と思われる場所に退避してください。

【火気使用の禁止】

第 20 条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁します。タバコの吸い殻は必ずよく消して灰皿に入れてください。

【プレー前後のクラブの確認】

第 21 条 利用者はプレー前後には、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後はクラブの不足、破損等については当ゴルフ場は責任を負いません。

【施設に損害を与えた場合】

第 22 条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

【施設内への持ち込み品】

第 23 条 施設内へ、下記のものを持ち込むことを、お断りします。

- 1.動物などのペット類
- 2.著しく悪臭を放つもの
- 3.銃砲刀剣類
- 4.発火、爆発の恐れのあるもの
- 5.騒音を発するもの

【行為の禁止】

第 24 条 施設内で下記の行為は禁止します。

- 1.とばく、その他風紀を乱す行為
- 2.物品販売、宣伝広告等の行為
- 3.利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する者を除く)
- 4.他人に迷惑を及ぼし、または、不快感を与える行為

※利用者が、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条に違反し、第三者障害等の事故を発生させた場合、また、自らが障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は損害賠償等、一切の責任を負いません。